

令和6年12月10日

## 第9回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和6年度第9回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月10日（月） 午後1時30分～午後2時25分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員（9名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 4 番 徳山道也 5 番 清田伸一

6 番 上田佳子 8 番 清田 勇 9 番 前川政樹

10 番 小山省三

推進委員 清田耕士 大隅正信

4. 欠席委員（1名） 3 番 坂口政文

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 岩川康幸 局長補佐 奥村佳織

## 事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第9回総会を開会いたします。  
はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

《挨拶》

## 事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は  
~~全員出席のため~~（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立し  
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行  
うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

## 議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は4番徳山委員と5番清田伸一委員を指名します。  
また、書記に事務局の奥村補佐を指名します。

よろしくお願い致します。

## 議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請  
について2件あがっております。1番について事務局より説明をお願いし  
ます。

## 事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在49歳、玉名市天水町で家族と一緒にみかん、イチゴ、  
スナップエンドウの栽培をされており、今回、規模拡大のため相手方の農  
地を買い受けるために申請をされるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。町道菅谷・六本楠線  
を南に行った町道に隣接する農地になります。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

**議長**

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

徳山委員

**4番 徳山委員**

高齢のために畑が荒れる前に譲りたいということでした。現在、ミカンと梨を栽培されており、みかん栽培に手が回らないということで売買をされます。何ら問題はありません。

**議長**

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 大隅委員**

私も農業委員同様問題ないと思います。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。

続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。

**事務局**

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝ 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読＝  
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、本年、5 月に青年等就農計画認定審査会を開催し、本人、県農業普及振興課、金融機関関係者、JA、役場職員により、提出された申請書について審査したところです。譲受人は、現在、38 歳です。就農の動機につきましては、東京で飲食店に勤務しており自分の店を出す計画でしたがコロナが流行し出店できなくなり、以前から農業にも関心があり中でもみかん作りをやってみたいと思い、いろいろ探していたところ熊本市河内町の果樹園に勤務することができ、その後、天水町の農園に勤務し現在に至っております。

営農計画書の農機具については、トラック、動噴、選果機、草刈り機は中古を購入されております。

営農技術の取得については、果樹園勤務の 1 年間と県で認定された研修機関の JA たまなで 1 年間の研修をされていますので特に問題は無いと思われま

す。申請地につきましては、4 ページをご覧ください。上白木白木谷の集落から県道部田見・木葉線を原倉西方面に行った西側の農地になります

なお、実質審査要件の全部効率利用要件については、すべての農地について、効率的に利用して耕作の事業を行われます。農作業常時従事要件は年間約 250 日を計画されています。地域との調和要件につきましては、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し周辺農家と協力して管理に努められますので、すべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第 1 号、2 番の説明を終わります。

#### 議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

前川委員

#### 9 番 前川委員

譲受人は新規就農者であり若い力でこれからも頑張っていくと思います。

#### 議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

**推進 清田耕士委員**

何の問題もないと思います。

**議長**

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

**4番 徳山委員**

地図では分からないけど、ここは東傾斜になっているのですか。

**推進 清田耕士委員**

東傾斜ですね。

**4番 徳山委員**

売買になっていますけど、金額はいくらですか。

**事務局**

全部で450万円、反当り46万

**議長**

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

**議長**

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

5ページです。(朗読)

6ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年11月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

7ページをご覧ください。(総括表の説明)

8 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が1件です。面積は、田が1筆で1, 283㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議長**

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

**議長**

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

**議長**

その他ですが、事務局から何かありますか。

**事務局**

・令和6年農作業料金・農業労賃について

**議長**

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時25分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年12月10日

玉東町農業委員会会長

⑩

4番委員

⑩

5番委員

⑩